

平成26年第9回平取町議会臨時会（開会 午前 9時30分）

議長

皆さん、おはようございます。ただいまより平成26年第9回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、8番山田議員と9番藤澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、昨日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

本日招集されました第9回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日開催しております議会運営委員会において協議し、会期については本日11月28日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成26年8月分及び9月分、10月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。また、地方自治法第199条の規定による、財政援助団体等の監査及び学校監査の結果報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長

それでは要望経過報告を申し上げます。要望項目、高規格幹線道路日高自動車道の早期建設について、要望先は、道内選出国會議員、国土交通大臣、副大臣、政務官、事務次官、国土交通省の北海道局長ほかでございます。要望月日は11月18日、要望者は日高総合開発期成会として、日高管内の町長とともに要望をしております。この高規格幹線道路日高自動車道として、苫小牧東から浦河までの120キロメートルのうち、供用区間であります苫小牧東から日高門別間45.7キロを除く未整備区間であります74.3キロの整備促進について、平成27年度の予算確保についての要望をしたものでございます。また日高門別から厚賀間の14.2キロメートルにつきましては、現在、工事が進められておりますけれども、平成30年の3月をめどに供用開始予定でございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要をもとにご説明を申し上げます。議案に説明資料はおつけしておりますが、新たに一部加筆修正したものをご用意いたしましたので、恐れ入りますが、お手元の資料、両面印刷1枚ものの平成26年度給与改定の概要のほうをご覧いただきたいと思います。はじめに、1ページの表の左側、人事院勧告（抜粋）からご説明を申し上げます。これは、人事院が勧告した国家公務員給与に関する報告であります。1の勧告骨子（1）勧告月日ではありますが、本年度の人事院給与改定勧告は、人事院総裁から内閣総理大臣に対して8月7日に行われております。人事院が、本年の民間給与と公務員給与との差を調査した結果、（2）民間給与との格差は月額1090円、率にして0.27%、民間給与のほうが高いという結果が出ました。1090円の内訳は、給料月額に当たる俸給が988円、俸給を基にして計算する手当等へのはね返し分が102円です。また、年間ボーナスは、民間が給料月額の4.12月分、国家公務員が3.95月分でありました。次に、2の給与改定の内容と考え方ではありますが、人事院は、以上の調査結果に基づき、民間給与との格差を解消するため、国家公務員給与の引き上げを行うべきである旨の勧告をいたしました。（1）給料表の改定率は平均0.3%、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて、行政職給料表の改定を行うものであります。初任給について民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2千円引き上げ、医療職給料表などその他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本にして引き上げるものであります。（2）ボーナスについては、現行は給料月額の年3.95月分を支給いたしておりますが、これを0.15月分引き上げ、年間4.10月分とするものであります。6月、12月の期別の支給内容は、下の表に記載のとおりであります。なお、本年6月期は既に支給いたしておりますので、本年度の引き上げ分0.15月分につきましては、12月期にまとめて支給する、となっております。（3）改定実施時期は本年4月1日とし、既に支給した給料月額との差額は12月給与の際に支給となります。続きまして、裏面の2ページをご覧いただきたいと思います。3、給与制度の総合的見直しであります。これは例年にない内容のもので、（1）俸給表の見直し、①行政職給料表については、民間賃金の水準が低い地域、青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄、以上12県をピックアップして調査した結果、その地域における官民格差と全国の格差との差が平成24年度から26年度の3か年間の平均値で、2.18ポイントであることを踏まえ、一般職の給料月額に当たる俸給表の水準を都道府県庁所在地及び人口30万人以上の市以外の地域において平均2%引き下げようとするものであります。な

お、都道府県庁所在地及び人口30万以上の市においては、別に地域手当として3%から20%給与の上積みを行う内容となっております。なお、若年層に適用される給料表の1級の全号俸及び2級の初任給にかかわる号俸の引き下げはありません。したがって、初任給を除く2級以上の給料表が引き下げの対象となります。なお、3級以上の高い号俸は50代後半層における官民格差等を考慮して、最大で4%引き下げとなるものであります。②その他では(1)の①給料表の引き下げを実施した場合において、行政職給料表6級、課長級で55歳を超える職員に現在適用している給料月額を1.5%減額する措置は廃止されます。(2)管理職員特別勤務手当は、管理職が、災害等への対処その他臨時、緊急の必要によって、やむを得ず週休日等以外の平日の深夜、午前0時から5時までの間、いわば未明から早朝にかけて勤務した場合、勤務1回につき6千円を超えない範囲で新たに支給するものであります。(3)実施時期は①給料表の切り替えにつきましては、平成27年4月1日とし、②では、給料減額に関する激変緩和のための経過措置として、3年間、現行の給料を補償します。従って、これによる給料減額の実施は、平成30年4月1日からとなるものであります。以上、人事院勧告の抜粋についてご説明をいたしました。なお、この人事院勧告による、国家公務員の給与法改正案は、去る11月12日、参議院本会議においてすでに可決成立しておりますので、申し添えます。これに対しまして、町としての措置方針案に関してご説明申し上げます。表の1ページにお戻りをいただきたいと思っております。表の右側をご覧ください。職員の給与改定に当たっては、町は従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯があることから、本年度に関しても、同様に措置する方針のもとに、給料表及びボーナスの改定及び2ページの管理職員特別勤務手当に関して、人事院勧告と同様の改正案を本臨時町議会に提出させていただいております。なお、2ページの給与制度の総合的見直しの(1)俸給表の見直しに関しましては、先ほどご説明いたしましたように、北海道を含まない地域が対象で、給与水準が低い地域を基準にした考え方であること、給与の引き下げを内容とした勤務条件の悪化を伴うとともに、地域経済にも悪い影響を及ぼす恐れがあること、また、これについては平成27年4月の切り替えに関する事項であることから、日高管内各町、その他市町村の改定状況を十分見極めた上、来年27年3月開催の定例町議会でご審議いただく方向で、今後検討してまいりたいと考えております。以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、資料に基づきご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平成26年度平取町一般会計補正予算第7号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

議案第2号平成26年度平取町一般会計補正予算第7号について、説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2519万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を58億7932万6千円とするものでございます。2項におきましては補正の款項の区分金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは、事項別明細の歳出から説明いたしますので、19ページをお開き願います。3歳出2款4項選挙費4目衆議院議員選挙費912万2千円の追加でございます。これは11月21日解散、12月2日公示、14日に執行されます衆議院議員の選挙費用の追加となっております。内訳でございますが、1節報酬96万5千円は投票管理者18名、18万、投票立会人36名、36万円、開票管理者1名、1万円、開票立会人10名、8万5千円、期日前投票管理者1名、11万円、期日前投票立会人2名、22万円といった内訳となっております。3節職員手当310万1千円の追加でございますが、これは管理職特別勤務手当、これは期日前分でございますが3万6千円、期日前及び当日投開票事務等に係る職員の時間外勤務手当306万5千円となっております。7節賃金42万3千円は期日前投票所受付事務員分で21万2千円、投票事務員分21万1千円となっております。9節旅費13万1千円は選挙管理委員会等の費用弁償7万7千円、選挙事務に関する職員の旅費5万4千円といった内訳になってございます。11節需用費81万7千円でございますが、消耗品費27万3千円、これは入場券事務用品等が主なものでございます。食糧費27万9千円、これは投票所等における弁当代となっております。印刷製本費6万円、これは封筒印刷費が主でございます。修繕料20万5千円は投票用紙計算機、交付機調整点検料となっております。12節の役務費でございますが、36万6千円の追加でございます。内訳といたしましては通信運搬費、入場券の郵送料ほかで30万5千円。手数料5千円はクリーニング代、筆耕翻訳料6千円は啓発用看板等の作成料となっております。13節委託料59万1千円でございますが、これは選挙公報配布業務委託料19万1千円、ポスター掲示板設置業務委託料40万円となっております。14節使用料及び賃借料28万1千円の追加でございます。ポスター掲示板借上料21万6千円、事務機器等使用料が6万5千円となっております。18節備品購入費236万8千円でございます。これは投票用紙の分類機の関係備品

の購入費となっております。19節負担金補助及び交付金7万9千円は、北海道市町村総合事務組合負担金7万9千円ということで、これは立会人等の非常勤公務災害の保障の負担金という内訳になってございます。続きまして次のページでございます。3款1項1目社会福祉総務費20節扶助費、福祉灯油助成費475万6千円の追加でございます。これは灯油価格の高騰によりまして影響を受ける、低所得の高齢者、障がい者、ひとり親世帯に対しまして、冬期暖房に必要な灯油価格の一部を助成するというものでございます。対象世帯は町民税非課税世帯で、65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、18歳までの児童を養育しているひとり親世帯となっております。支給額は1世帯1万円としてございます。支給予定世帯数490世帯、これは577世帯の85%という積算になってございます。つづきまして、その下、9款3項中学校費1目学校管理費15節工事請負費421万7千円の追加でございます。これは振内中学校の高圧受電設備の設置工事代ということで、老朽化をしておりましたトランスが安定した電流を送電することが困難になってきているということから、早急な対応が必要となりまして、トランス管理のためのキュービクルを設置するための費用の追加となっております。次のページでございます。9款4項2目公民館費11節需用費、修繕料127万4千円の追加でございます。これは14年度に購入いたしました町有バス、走行距離は33万7千キロになっていると。これが老朽化に伴いまして、テールの腐食ですとか、電気系統が劣化するということによりまして、走行に支障が出る危険な状況になっているということがわかりまして、早急な修繕を要することとなったための、補正による追加となっております。その下、9款5項2目体育施設費15節工事請負費500万円の追加でございます。貫気別町民センター体育館の暖房設備、これは重油ボイラーでございますが、これが設置以来40年を経過しているということもございまして、9月に行いましたボイラーの定期点検におきまして、炉内に亀裂等が発見され、火災発生の危険性が高いとの指摘があったことから、早急な対応を要し、今後のメンテナンス等も考慮して既存のボイラーを廃止して、代替として体育館に4機のFF暖房機を設置し対応することとしたことから、それにかかる経費の追加ということになってございます。歳出最後に12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金28節繰出金82万8千円の追加でございます。これは看護師免許取得のため看護学校へ就学見込みの学生が、取得後に平取町国保病院で働く意思を確認できたということから、修学資金を支給することとなり、国保病院会計での追加補正に伴う一般会計からの繰出金の追加補正となっております。次に歳入を説明いたしますので、17ページをお開き願います。2歳入14款3項1目総務費国庫委託金3節選挙委託金912万2千円の追加でございます。これは衆議院議員選挙の各種費用に充当されるものでございまして、かかる費用の100%が交付されるというものでございます。次に15款2項2目民生費道補助金1節社会福祉費補助金、地域づくり総合交付金（冬の生活支援事業）75万円の追加でございます。これは福祉灯

油助成費に充当される北海道の補助金となっておりまして、人口1万人以下の市町村の補助基本額が150万円となっておりまして、その2分の1、75万円が交付されるものでございます。最後に19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金1532万5千円の追加です。今回の補正に関する一般財源は前年度繰越金を充当いたしてございます。以上、議案第2号平成26年度平取町一般会計補正予算第7号について説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平成26年度平取町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号をご説明いたします。第1条、平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算を次に定めようとするものでございます。第2条、平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款資本的収入、既定予定額2430万円、補正予定額82万8千円の増額で、計2512万8千円となります。第1項一般会計負担金の補正となり、既定予算額2359万1千円、補正予定額82万8千円の増額で計2441万9千円となります。支出第1款資本的支出、既定予定額3014万円、補正予定額は82万8千円の増額で、計3096万8千円となっております。第4項貸付金、既定予定額150万円、補正予定額82万8千円、計232万8千円となります。次のページをお開き願います。平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありますので、詳細は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。次のページをご覧ください。資本的収入の第1款資本的収入、第1項一般会計負担金、第1目一般会計負担金でございます。一般会計からの繰り入れにより、今回の補正による支出予定の82万8千円の財源を手当てするものでございます。資本的支出の第1款資本的支出、第4項貸付金、第2目奨学金貸付金でございます。補正額は82万8千円で、看護師免許を取得するための看護学校への就学資金の貸し付けになります。平

成 27 年度入学見込みの学生 1 名から貸付希望があり、審査の結果、貸し付けを決定しております。この学生は浦河日赤の看護学校へ就学見込みで、そこで 3 年間学校に通い免許を取得し、その後浦河日赤で 3 年間勤務したあと、平取国保病院に勤務するという条件になっております。看護師の確保対策として、今後も積極的に活用を奨励していきたいと考えています。以上補正予算の説明とさせていただきますのでご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 7、議案第 3 号平成 26 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 2 号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案 3 件で原案可決 3 件となっております。以上で全日程を終了しましたので、平成 26 年第 9 回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでございました。

(閉 会 午前 10 時 1 分)